

北海道告示第11334号（別添）

1 胆振海区漁場計画の変更の内容

胆振海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）												
1 漁業権に関する事項												
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業 権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(1)	胆海共第1号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	むかわ町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
						えぞばかがい漁業						
						さらがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						えむし漁業						
						たこ漁業						
						なまこ漁業						
	(2)	胆海共第2号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・せい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	むかわ町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
						かすべ・あんこう刺し網漁業						
						かれい刺し網漁業						
						きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁業						
						にしん刺し網漁業						
						はたはた刺し網漁業						
						ひらめ刺し網漁業						
						ほっけ刺し網漁業						
	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業											
	はもどう漁業											
	(3)	胆海共第3号	苫小牧市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	苫小牧市	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
						こんぶ漁業						
						のり漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
						あわび漁業						
						いがい漁業						
						えぞばかがい漁業						
						さらがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						ほたてがい漁業						
						うに漁業						
						たこ漁業						
						なまこ漁業						
						ほや漁業						
	(4)	胆海共第4号	苫小牧市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・せい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	苫小牧市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
						かすべ・あんこう刺し網漁業						
						かれい刺し網漁業						
						きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁業						
						ながずか刺し網漁業						
						にしん刺し網漁業						
はたはた刺し網漁業												
ひらめ刺し網漁業												
ほっけ刺し網漁業												
はもどう漁業												

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項											
(5)	胆海共第5号	白老郡白老町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	白老町（宇虎 杖浜を除く）	なし	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）											
					こんぶ漁業																	
					のり漁業																	
					ふのり漁業																	
					まつも漁業																	
					あわび漁業																	
					いがい漁業																	
					えぞばかがい漁業																	
					さらがい漁業																	
					つぶ漁業																	
					ほたてがい漁業																	
					ほっきがい漁業																	
					うに漁業																	
					えむし漁業																	
					たこ漁業																	
なまこ漁業																						
(6)	胆海共第6号	白老郡白老町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・せい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	白老町（宇虎 杖浜を除く）	（1）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければなら ない。 （2）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数 並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （3）漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長 さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を 規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）											
					かすべ・あんこう刺し網漁業																	
					かきれい刺し網漁業																	
					きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁業																	
					ながずか刺し網漁業																	
					にしん刺し網漁業																	
					はたはた刺し網漁業																	
					ひらめ刺し網漁業																	
					ほっけ刺し網漁業																	
					さば・ちか・いわし・かきれい小型定置網漁業																	
					はたはた・にしん・かきれい小型定置網漁業																	
					かきれい・ひらめ・ちか底建網漁業																	
					はもどう漁業																	
					(7)							胆海共第7号	白老郡白老町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	白老町宇虎杖 浜	なし	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）
																こんぶ漁業						
のり漁業																						
ふのり漁業																						
まつも漁業																						
わかめ漁業																						
あさり漁業																						
あわび漁業																						
いがい漁業																						
えぞばかがい漁業																						
さらがい漁業																						
つぶ漁業																						
ほっきがい漁業																						
うに漁業																						
えむし漁業																						
たこ漁業																						
なまこ漁業																						

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(8)	胆海共第8号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	白老町宇杖浜	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ・あんこう刺し網漁業						
					かれない刺し網漁業						
					きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					さば・ちか・いわし・かれない小型定置網漁業						
					はたはた・にしん・かれない小型定置網漁業						
					かれない・ひらめ・ちか底建網漁業						
					はもどう漁業						
					はもどう漁業						
(9)	胆海共第9号	登別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	登別市	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					さらがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほつきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
(10)	胆海共第10号	登別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	登別市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ・あんこう刺し網漁業						
					かれない刺し網漁業						
					きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					さば・ちか・いわし・かれない小型定置網漁業						
					はたはた・にしん・かれない小型定置網漁業						
					かれない・ひらめ・ちか底建網漁業						
					はもどう漁業						
					はもどう漁業						

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項											
(11)	胆海共第11号	室蘭市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	室蘭市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					こんぶ漁業																	
					てんぐさ漁業																	
					のり漁業																	
					ふのり漁業																	
					まつも漁業																	
					わかめ漁業																	
					あさり漁業																	
					あわび漁業																	
					いがい漁業																	
					えぞばかがい漁業																	
					さらがい漁業																	
					つぶ漁業																	
					ほたてがい漁業																	
					ほつきがい漁業																	
(12)	胆海共第12号	室蘭市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めぼる・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	室蘭市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					かすべ・あんこう刺し網漁業																	
					かれい刺し網漁業																	
					きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁業																	
					ながずか刺し網漁業																	
					にしん刺し網漁業																	
					はたはた刺し網漁業																	
					ひらめ刺し網漁業																	
					ほつけ刺し網漁業																	
					さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業																	
					はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業																	
					かれい・ひらめ・ちか底建網漁業																	
					はもどう漁業																	
					(13)							胆海共第13号	伊達市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	伊達市（有珠町、向有珠町及び南有珠町を除く）	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
																のり漁業						
ふのり漁業																						
わかめ漁業																						
あさり漁業																						
あわび漁業																						
いがい漁業																						
つぶ漁業																						
ほたてがい漁業																						
ほつきがい漁業																						
うに漁業																						
えむし漁業																						
たこ漁業																						
なまこ漁業																						

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(14)	胆海共第14号	伊達市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	伊達市（有珠町、向有珠町及び南有珠町を除く）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ刺し網漁業						
					かれい刺し網漁業						
					きゅうりうお・ちか刺し網漁業						
					しらうお刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ちか・いわし・かれい小型定置網漁業						
					はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業						
					かれい・ひらめ・ちか底建網漁業						
					はもどう漁業						
(15)	胆海共第15号	伊達市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	伊達市有珠町、向有珠町及び南有珠町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがい漁業						
					ほつきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
(16)	胆海共第16号	伊達市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	伊達市有珠町、向有珠町及び南有珠町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ刺し網漁業						
					かれい刺し網漁業						
					きゅうりうお・ちか刺し網漁業						
					しらうお刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ちか・いわし・かれい小型定置網漁業						
					はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業						
					かれい・ひらめ・ちか底建網漁業						
					はもどう漁業						

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項												
改正後	(17)	胆海共第17号	虻田郡洞爺湖町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	洞爺湖町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
						こんぶ漁業																	
						てんぐさ漁業																	
						のり漁業																	
						ふのり漁業																	
						まつも漁業																	
						わかめ漁業																	
						あわび漁業																	
						いがい漁業																	
						つぶ漁業																	
						ほたてがいがい漁業																	
						ほっきがいがい漁業																	
						うに漁業																	
						えむし漁業																	
	たこ漁業																						
	なまこ漁業																						
	(18)	胆海共第18号	虻田郡洞爺湖町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	洞爺湖町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
						かずべ刺し網漁業																	
						かれない刺し網漁業																	
						きゅうりうお・ちか刺し網漁業																	
						しらうお刺し網漁業																	
						ながずか刺し網漁業																	
						にしん刺し網漁業																	
						はたはた刺し網漁業																	
						ひらめ刺し網漁業																	
						はたはた・ちか・かれない小型定置網漁業																	
						かれない・ひらめ・ちか底建網漁業																	
						はもどう漁業																	
						(19)							胆海共第19号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	豊浦町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
																	こんぶ漁業						
	てんぐさ漁業																						
	のり漁業																						
	ふのり漁業																						
まつも漁業																							
わかめ漁業																							
あさり漁業																							
あわび漁業																							
いがい漁業																							
さらがいがい漁業																							
つぶ漁業																							
ほたてがいがい漁業																							
ほっきがいがい漁業																							
うに漁業																							
えむし漁業																							
たこ漁業																							
なまこ漁業																							

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(20)	胆海共第20号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	豊浦町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ刺し網漁業						
					かれない刺し網漁業						
					きゅうりうお・ちか刺し網漁業						
					しらうお刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ちか・いわし・かれない小型定置網漁業						
かれない・ひらめ・ちか底建網漁業											
はもどう漁業											
(21)	胆海共第21号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	むかわ町	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(22)	胆海共第22号	勇払郡厚真町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	厚真町	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(23)	胆海共第23号	苫小牧市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	苫小牧市	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(24)	胆海共第26号	勇払郡むかわ町及び厚真町、苫小牧市、白老郡白老町、登別市並びに室蘭市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	むかわ町、厚真町、苫小牧市、白老町、登別市及び室蘭市	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(25)	胆海共第27号	勇払郡むかわ町及び厚真町、苫小牧市、白老郡白老町、登別市並びに室蘭市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	むかわ町、厚真町、苫小牧市、白老町、登別市及び室蘭市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ・あんこう刺し網漁業						
					かれない刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
ほっけ刺し網漁業											
(26)	胆海共第28号	室蘭市、伊達市並びに虻田郡洞爺湖町及び豊浦町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(27)	胆海共第29号	室蘭市、伊達市並びに虻田郡洞爺湖町及び豊浦町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かれない刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					めばる・かじか・ほっけ刺し網漁業						

改正後

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(28)	渡胆海共第1号	室蘭市、伊達市並びに虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町（熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）及び森町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）  渡島海区共有
(29)	渡胆海共第2号	室蘭市、伊達市並びに虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町（熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）及び森町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）  渡島海区共有
(30)	室海区第1号	室蘭市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	室蘭市	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(31)	室海区第2号	室蘭市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	室蘭市	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(32)	室海区第3号	室蘭市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	室蘭市	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(33)	伊海区第1号	伊達市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）



胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(34)	伊海区第2号	伊達市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(35)	伊海区第3号	伊達市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(36)	伊海区第4号	伊達市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(37)	虻海区第1号	虻田郡洞爺湖 町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(38)	虻海区第2号	虻田郡洞爺湖 町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(39)	豊浦海区第1号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から2月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(40)	豊浦海区第2号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊達市、洞爺湖 町及び豊浦町	別紙のとおり	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(41)	鵜さけ定第1号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(42)	鵜さけ定第2号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(43)	鵜さけ定第3号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和6年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(44)	苫小さけ定第1号	苫小牧市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(45)	苫小さけ定第2号	苫小牧市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(46)	苫小さけ定第3号	苫小牧市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(47)	苫小さけ定第4号	苫小牧市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(48)	苫小さけ定第5号	苫小牧市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(49)	白老さけ定第1号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(50)	白老さけ定第2号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(51)	白老さけ定第3号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(52)	白老さけ定第4号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(53)	白老さけ定第5号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(54)	白老さけ定第6号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(55)	白老さけ定第7号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(56)	白老さけ定第8号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月21日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(57)	登さけ定第1号	登別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月21日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(58)	登さけ定第2号	登別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(59)	室さけ定第1号	室蘭市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月21日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(60)	伊さけ定第1号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(61)	伊さけ定第2号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(62)	伊さけ定第3号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(63)	伊さけ定第4号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(64)	伊さけ定第5号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(65)	伊さけ定第6号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(66)	伊さけ定第7号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(67)	伊さけ定第8号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(68)	洞さけ定第1号	虻田郡洞爺湖 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(69)	豊浦さけ定第1号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(70)	豊浦さけ定第2号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(71)	豊浦さけ定第3号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(72)	豊浦さけ定第4号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(73)	豊浦さけ定第5号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(74)	豊浦さけ定第6号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(75)	豊浦さけ定第7号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(76)	豊浦さけ定第8号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(77)	豊浦さけ・いわし 定第1号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(78)	豊浦さけ・いわし 定第2号	虻田郡豊浦町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	8月25日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(79)	白老さけ・ます・ま ぐろ定第1号	白老郡白老町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日ま で	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(80)	登さけ・ます・ま ぐろ定第1号	登別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日ま で	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(81)	室さけ・ます・ま ぐろ定第1号	室蘭市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日ま で	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(82)	伊さけ・ます・い わし定第1号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・いわし定置漁業	3月21日から12月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

改正後

胆振海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条 件
(41)	鵜さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(42)	鵜さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(43)	鵜さけ定第3号	(2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(44)	苫小さけ定第1号	(3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(45)	苫小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(46)	苫小さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(47)	苫小さけ定第4号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(48)	苫小さけ定第5号	(4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(49)	白老さけ定第1号	(5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(50)	白老さけ定第2号	(6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。
(51)	白老さけ定第3号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(52)	白老さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(53)	白老さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(54)	白老さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(55)	白老さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(56)	白老さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(57)	登さけ定第1号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(58)	登さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条 件
(59)	室さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(60)	伊さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(61)	伊さけ定第2号	
(62)	伊さけ定第3号	
(63)	伊さけ定第4号	
(64)	伊さけ定第5号	
(65)	伊さけ定第6号	
(66)	伊さけ定第7号	
(67)	伊さけ定第8号	
(68)	洞さけ定第1号	
(69)	豊浦さけ定第1号	
(70)	豊浦さけ定第2号	
(71)	豊浦さけ定第3号	
(72)	豊浦さけ定第4号	
(73)	豊浦さけ定第5号	
(74)	豊浦さけ定第6号	
(75)	豊浦さけ定第7号	
(76)	豊浦さけ定第8号	
(77)	豊浦さけ・いわし定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月16日から8月20日までの間は、漁獲してはなりません。
(78)	豊浦さけ・いわし定第2号	
(79)	白老さけ・ます・まぐろ定第1号	
(80)	登さけ・ます・まぐろ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(81)	室さけ・ます・まぐろ定第1号	
(82)	伊さけ・ます・いわし定第1号	